

## 明石市こどもの養育費に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、こどもを核としたまちづくりを進める明石市（以下「市」という。）において、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「条約」という。）の精神にのっとり、養育費の確保がこどもの生存権、幸福追求権その他のこどもの権利を実現するために極めて重要なものであることに鑑み、こどもの養育費確保支援に係る基本理念を定め、市、父母及び市民等の責務を明らかにし、並びにこどもの養育費確保支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、こどもの最善の利益を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育費 離婚その他の事由により、こどもを現に監護していない父母の一方が、当該こどもに係る扶養の義務を履行するために負担する当該こどもの監護に要する費用をいう。
- (2) 保護者 父母、未成年後見人その他こどもを現に監護するものをいう。
- (3) 市民等 市民及び市内において事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。
- (4) こどもの養育費確保支援 養育費を確保するために市が行う支援をいう。

### (基本理念)

第3条 こどもの養育費確保支援に係る基本理念は、次のとおりとする。

- (1) こどもが人格を有する一人の人間であることに鑑み、こどもの最善の利益を優先して考慮すること。
- (2) 条約がこどもの意見表明権の確保を求めていることに鑑み、こどもの意見を尊重し、こどもの立場に立って行うこと。
- (3) 保護者及び市がこどもの最善の利益のために相互に継続的に連携すること。

### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民に最も身近な基礎自治体として、関係機関と相互に連携協力して、こどもの養育費確保支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、こどもの養育費確保支援に関する施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、第1条に規定する目的を達成するため、子ども、保護者及び市民等に対して支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(父母の責務)

第5条 父母は、離婚その他の事由により、いずれか一方のみが子どもの監護をするときは、子どもの最善の利益を主として考慮し、養育費について必要な事項を取り決めるよう努めるものとする。

2 父母は、前項の規定により養育費の取決めをしたときは、これを誠実に遵守するよう努めるものとする。家庭裁判所が民法(明治29年法律第89号)第766条第2項(同法第771条において準用する場合を含む。)の規定により子の監護に要する費用の分担について定めたとき又は同法第879条の規定により子に対する扶養の程度若しくは方法について定めたときも同様とする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、子どもの養育費確保支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第7条 市は、子どもの養育費確保支援に関する子ども、保護者及び市民等の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(相談支援体制の整備)

第8条 市は、子ども及びその保護者が養育費に関する問題について安心して相談をすることができるよう、総合的な相談支援の体制を構築するものとする。

(経済的支援)

第9条 市は、養育費を確保するために必要な経済的支援を行うものとする。

(関係機関の連携)

第10条 市は、子どもの養育費確保支援を適切に行うため、関係機関と連携するとともに、子ども及びその保護者、養育費に係る制度に精通している者並びに関係機関から意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行の状況及び社会情勢を勘案し、養育費の支払義務の不履行に対する罰則の制定の可否その他の子どもの養育費を確保するために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。